

上遠野騒擾事件の原因を探る

はじめに

福島県内において、負債農民騒擾事件は四件が判明している。こういった騒擾事件にまで発展しなかった例もあった筈であるが、そういった事例についての記録は殆ど残されていない。今回は、この四件のうち 菊田郡、上遠野村で発生した騒擾事件について考えてみたい。

この騒擾事件については、いわき市の小野浩氏によって詳しく研究が為されているので 今回あらためて述べる新しい材料は殆ど無いのであるが 事件の内容と当時の社会状況を自分なりに分析してみると、何か当時の状況や 民衆の動きのような点に迫れば良いと考えた。自由民権について学びだしてから間もない素人の観点なので 具体性には欠けていると思う。大雑把さがあることも承知している。

新しい資料の紹介があるわけでも無いが、得られる資料を最大限に活用し 自分なりの判断で掘り下げてゆく事が出来る最大の努力であるならば、それに徹するべきであるという考えでまとめてみたのが、以下の文章となります。不備の点等感じられるでしょうが、ご了承下さい。

1. 上遠野困民党事件の内容について

騒擾事件の資料

上遠野の騒擾事件の基礎資料としては、小野氏の指摘によると、以下の5資料がある。¹

- ①『朝野新聞』 1884年4月8日
- ②『自由新聞』 1884年4月11日
- ③「外田復命書」 1884年4月15日（『三島通庸文書』）
- ④『朝野新聞』 1884年4月17日
- ⑤「福島県下人民集合状況の件」 1884年4月22日『明治十七年公文録内務省四月第二』

（なお、参考資料として、『朝野新聞』1884年4月8日と「外田復命書」を添付しています。）

これらの資料は、内容の一部くいちがっている部分があつて判定しづらい。小野氏は これらの違っている部分を整理した結果 以下のような内容に纏め上げている。

騒擾事件の概要²

〈農民の行動日〉

いずれの資料においても 行動日は3月31日と4月1日となっている。日付はこの両日になる。

〈参加人数〉

「外田復命書」に記されているように、草野剛（平警察署警部補）が外田に話した事件顛末に出てくる 三百名という参加人数が実際の数字に近いようである。

〈集合場所〉

地形的に深山田村の稻荷林神社周辺が想定できる。

〈要求相手〉

具体的に名前の記載されているのは『朝野新聞』による上遠野町金融社と同社支配人赤坂忠兵衛自宅である。他は、上遠野村・根岸村の債主となっている。

小野氏は、被害者告訴状が出てくる警察関係の「外田復命書」が信憑性が高いという判断から、上遠野根岸村の債主が要求相手となったものと結論づけている。

〈要求内容〉

『朝野新聞』には「負債の50か年賦を要求し」、「外田復命書」には「借金の永年賦延期を要求し」、「公文録」には「負債弁償の永年賦延期を要求した」とある。

小野氏は、警察関係の「外田復命書」をもとに考え、永年賦の要求と考えているようである。

〈行動形態〉

『朝野新聞』には「竹法螺を吹立て竹槍を携え」、『自由新聞』には、「竹槍を携え席旗を翻し手に手に松明を点し鯨波をつくり」とある。「外田復命書」には、「各所焚火し及び竹螺を吹き時には一、二村落に侵入高声を発し」、『公文録』にも「其山中に集合せし際に竹螺を吹き松明を点し所々焚火をし」とある。（但し、竹槍は、④『朝野新聞』の訂正記事で「事実相違」とある。）

〈要求内容〉

『朝野新聞』には「金融社に押し寄せ、更に同社支配人自宅に押し寄せ強談、要求が通らない場合は市中を焼き払うと威嚇」とあり、『自由新聞』には「根岸村豪家に押し寄せ借用証文焼棄、拒めば乱暴（うちこわし）さらに戸長役場を襲い公証を焼棄しようと協議」とある。

「外田復命書」には、「借金の永年賦延期を要求し、及び食物草鞋等を要求」とあり、『公文録』には「主唱者が負債弁済の永年賦返済を要求し、食物草鞋を要求」とある。

〈指導者〉

「外田復命書」には、菊田郡泉田村平民加納由太郎、大井川精次郎、遠藤千代太が主唱者とあり、『公文録』には菊田郡泉田村平民加納由太郎、同郡藤原村平民大井川精次郎、遠藤千代太が主唱者とある。

〈結社〉

『朝野新聞』には「貧民党」と、『自由新聞』には「農民隊」とある。「外田復命書」には、「その集合の原因たるや菊田郡泉田村平民遠藤千代太、加納由太郎、大井川精次郎等の発起せる別紙同愛社より発起するものなり」とあり、『公文録』には「昨年11月頃より同愛社と唱える貧民互いに救護する詰約をなしたるあり」とある。

図1、上遠野周辺の地図（マップファンより）

〈逮捕〉

「外田復命書」と『公文録』によると、「主唱者と指称すべきもの11名余戸長役場に喚問し・・被告人11名を検事に送付せり」とある。この部分は、警察で作成した資料の信憑性が最も高いと考えられるので11名が確実であろう。なお、この11名のうち8名は証拠不十分の為釈放され、残る3名も「脅迫罪」で処理したと『公文録』には記載されている。



騒擾事件のまとめ

以上の内容が、上遠野における農民騒擾事件の概要となる。それぞれの資料に若干の違いがあるが、ここでは詳しい内容には触れないので、小野氏の本を参照していただきたいが、およそ300名もの参加人数ということから考えると、その行動を「こうであった」と単純に判断しきれないと感じる。その一部は確かに上遠野の金融社に押し寄せたのだろう。また、ある一部の人達は根岸の豪農宅に向かったのだろう。要求についても、一部は「50か年賦」を要求しただろうし、ある一派は「永年賦延期を要求した」のではないだろうか？はっきりしているのは、上遠野の農民の一部が、借金返済の延期を求めて集まりその結果、豪農や戸長・一部の金融社に要求を行ったことである。要求している内容からみて、彼らが求めていたものは「国会の開設」や「憲法の制定」・「関税の自主化」

といった自由民権運動の活動内容とは違い、「借金の返済時期の引き延ばし」であった。

借金の返済の延期については、後ほど別に述べるようにする。

気になるのは、彼らの指導者である「加納由太郎、大井川精次郎、遠藤千代太等」の存在である。

彼らの指導によって農民騒擾が発生したかどうかは、詳しい資料が現存していないので判明しない。

(彼らが拘束・又は逮捕されたことは事実であるから 何らかの役割を持っていたことは間違いないが指導的な立場だったかどうかは判定し難い。同様に「同愛社」の担った役割も不明である。)

2. 時代背景

上遠野を中心とした農民騒擾事件について その概要を記載してみたが、実はこの時期には各地で騒擾事件が頻発している。その中には、騒擾事件というよりも 反乱といった意味合いもあった秩父事件も含まれる。こういった多くの事件が頻発するのには、なんらかの理由があるはずで、上遠野の騒擾事件が「借金返済の延期」を要求したことは確かなので、原因は経済面であったことは明白である。

年表を見ると、明治13年11月5日、松方正義、紙幣整理に着手³と書かれている。当時の日本の置かれていた状況は、以下のものであった。

かれが大蔵卿に就任したころ(松方正義の事)、国家財政はまったく破綻していた。国庫には正貨準備金がわずか七百万円しか残っていなかった。それなのに政府が発行した不換紙幣と百五十以上も乱立した国立銀行の発行した不換銀行紙幣は、明治十四年に総額一億五千三百万円(明治九年には一億六百万円)に達していた。(正貨準備金と不換紙幣の比率は1:2.2となる)

そのため、正貨(銀貨)と紙幣の交換比率は対一・六九六に、つまり銀貨が暴騰し、紙幣価値が暴落するという状態におちいつていた。その結果は、当然のことながら物価の値上がりとしてあらわれる。とくに米価の暴騰がはなはだしかった。

東京正米の平均相場表をみると、明治九年に一石建年平均五円一銭であったものが、明治十四年には年平均十四円四十銭にはねあがっている。⁴

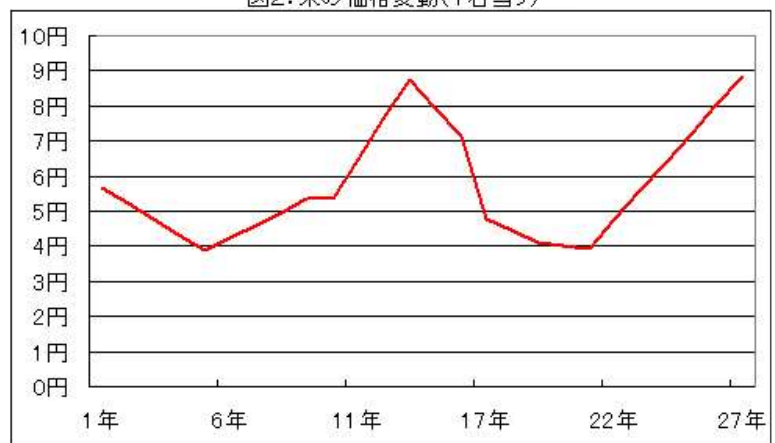
それでは、実際にその時期の上遠野地区のある菊田郡における米価の変動内容を見てみよう。

表1. 菊田郡における米価の推移

年次	米価 1石当 (5)	菊田郡 (6)
1868年		
明治元年	5.68円	
5年	3.88円	
10年	5.34円	
13年		8.77円
15年	8.31円	7.14円
17年		4.77円
18年		4.48円
19年		4.12円
20年	4.94円	4.02円
21年		3.94円
27年	8.83円	
30年	11.98円	
38年	12.85円	
40年	16.48円	

(5)、(6)として2列に分かれているが、右の列(6)が菊田郡における価格となります。資料が欠けている部分が多いのと、左右の表の価格が違いますが、参考として見てください。(調査の場所が違うため)

図2: 米の価格変動(1石当り)



この時期の一般的な農村の状態を 資料から引用してみよう。

幕末維新期以来、世直し・新政府反対一揆など民衆は自己の期待をこめてこの変革の時期を過ごした。そのなかでおしつけの変革には反対し（学制に代表される）、一方では変革の果実を享受したのである。地租改正についてみても、当初は高地価のおしつけに反対したのであるが、西南戦争などによるインフレの加速は農作物の高価格と地租の相対的な低下をまねいたのである。一八八〇年前後の農民を当時の為政者は「民衆のぜいたく」としばしば表現している。もちろん、これを単純に判断することはできないが、一面の真実はふくまれていると筆者は考える。このような農民生活の向上は一八八一年（明治14年の政変の事）の政変以降、そのデフレ政策と世界恐慌の影響、さらには天候不順により帳消しにされてしまった。そのために一八八三年ころよりしばしば農民の負債騒擾がひき起こされたのである。⁷

この内容は、上遠野地区における米価の変動内容とほぼ一致していることから、この地区も例外ではなく松方デフレの影響下にあったといえよう。

松方の考えた政策は、

1. 行政費の節約と増税によって 不換紙幣を回収させる。
2. 紙幣と正貨との差額のなくなるところまでその流通量を縮減。
3. 輸出をのばして正貨の備蓄を増やす。
4. 紙幣と正貨を額面どおりで交換する兌換制度を確立する。

という内容であった。⁸

松方デフレは、国民の生活に非常な負担を要求するものであり、農村においてはそれが顕著な形で現われている。

すなわち、右図に示すように米価の下落（明治14年の1/2）はより多くの農作物を販売する事を要求する。

以前と同様の納税を行なう為には 借金を行った人々がいたことは予想できる。



3. 上遠野における状況

ここで、上遠野地区における当時の状況を見てみることにする。はじめに近隣の大平村における農村経営の状況を見てみる。 表2：明治12年（1879）年における農村経営（上遠野町大平の場合）⁹

種/量	作付面積	収穫量	収入	備考
糠米	13町0反3畝26歩	177石7斗2升	1,110円75銭0厘	自家用7分・上遠野町売3分
糯米	3.0.5.00	48石5斗1升	303,18,8	"
大麦	17.3.1.00	275石3升	562,57,5	"
小麦	2.7.4.00	16石4斗4升	65,76,0	自家用
大豆	5.5.0.00	37石5斗5升	187,75,0	"
小豆	1.7.0.05	7石	24,99,0	"
粟	2.5.0.00	21石4斗8升	80,57,3	"
蕎麦	5.0.00	10石5升	22,61,3	"
秋蘿蔔	9.6.00	43,200本	70,20,0	"
牛蒡	7.24	5,850本	11,70,0	"
胡瓜	2.28	11,700本	23,40,0	"
莢豆	2.0.00	12石1斗5升	18,22,5	"
葱	5.06	89貫700匁	8,97,0	"
玉蜀黍	2.18	1,039本	2,07,8	"
青芋	1.7.5.15	268石5斗2升	402,78,0	"
紫芋	3.3.23	45石	68,50,0	"
小茄子	1.5.08	58,500個	58,50,0	"
胡蘿蔔	2.28	1,733本	5,19,9	"
小計	50.0.2.16		3,027,75,1	
種/量	作付面積	収穫量	収入	備考
榎之実		4石		
奥榎		16石		
柿		40,800個		
楮皮(黒皮)		2,850目		
松薪		1,250個(1個4貫)		
檜薪		381,714(1個7貫)		
雑薪		62,300(1個5貫)		
産馬		28頭 牡13 牝15	420,50,0	
繭		4石5斗	112,00,0	
延紙		980締(1締2000枚)	2,25,4	
中皮指		26締(1締4800枚)	72,8	
塵皮		274締(1締4800枚)	6,16,5	
小計			5,534,88,0	
合計			8,962,63,1	

表2を参照してもらえるとわかるように、明治12年頃の上遠野においては、その生産物の殆どは自家用であった。米と大麦はその内の3割が販売されている。これは、農業を営むにあたってかかる経費を捻出するために販売したものであって、それによって豪華な生活を行ったわけではない。ただ、この時期はインフレ傾向が進みつつある時期であるから、生活は多少楽になったものと（それ以前の時期と比較しての話ではあるが）考える。次頁に、深山田地区（稻荷林神社付近）の写真を掲載している。上遠野地区は山間にしては開けた場所で現在は水田が多い。深山田地区も上遠野に近い場所は水田に利用されているようだが、この付近までくると、畑の面積が多くなる。現在は農業も機械化が進んでおり水田が増えているが、当時は畑としての利用が殆どだったと想像される。

上遠野和紙沿革史によれば、「紙漉生産の位置は、全収穫高の32.8%を占め、田畑からのそれとほぼ同率を占めている。また田畑以外の収穫中にあるのは、約半分の46.9%を占めており、田畑よりの収穫の殆どが自給用であるのに対して、紙製品は極めて商品率が高く、この部落の主体的生産活動であった・・・」とある¹⁰。この内容は、直線距離で4キロほどしか離れていない深山田地区でも同様であろう。

次に、小野氏の資料から深山田地区の状況を見てみると次のように記載されています。

七六年の遠野の製紙の状況を、深山田村で見ると、総戸数一〇〇戸の内訳は農業専従者が二二戸、商業専業者が二戸、農業と紙漉の者が七四戸と、製紙業に関わっている者が非常に多い、製紙生産高は製品の延紙二二〇万枚で二、四二〇円、塵紙七九万二、〇〇〇枚で三三〇円、そして、原料の楮皮一、五二五貫四八〇目で三〇九円九六銭であり、その合計は三、〇五五円九六銭であった。その他に産馬収入で五七〇円があるくらいで同村の物産総額三、七八八円の八〇%を製紙で占めていた。

米などの作物は一部（収穫高の三割）は売り捌いていたが、自給用が大部分であったようである。つまり現金収入のほとんどを紙製品で占め、同村は製紙にかなりの部分で依存していたとかがえられよう。

上遠野和紙沿革史にはさらに、「・・・維新以後の諸制度の改編による官需と教育文化の普及による紙の需要の急激な増加は、開港まもない洋紙の貧弱な輸入状況下にあつて本地方においては、この需要をすべて手漉和紙製品によって満たさなくてはならない事情にあり、産地にとって大きな発展的要因を形成した。・・・明治20年代（1887～）には、農家の大半が冬期間業の折に自作楮を用い、400戸近くの漉屋で年間10,000締（1締2,000枚）の生産を可能にするに至り、隆盛を極めたものである。・・・」と書かれている。

右の表は¹¹、各村の戸数と製紙生産戸数の割合を示したものである。（製紙戸数は1885年1月1日現在で全戸数は1886年12月31日現在のものだそうです）

これによると、深山田村の戸数割合が一番多く、大平・上根本村と続いている。これらの村での紙漉の隆盛の程が感じられる。下の図は、上遠野地区における漉屋分布図です。¹²

菊田・磐前郡の製紙(1885年)

村名	製紙戸数	全戸数	割合	郡
入遠野村	82戸	176戸	47%	菊田郡
深山田村	67戸	94戸	71%	菊田郡
上根本村	59戸	109戸	54%	菊田郡
大平村	42戸	70戸	60%	菊田郡
滝村	21戸	120戸	18%	菊田郡
高野村	21戸	67戸	31%	磐前郡
白水村	19戸	39戸	49%	磐前郡
根岸村	15戸	74戸	20%	菊田郡
石住村	9戸	25戸	36%	菊田郡
内町村	3戸	29戸	10%	磐前郡
藤原村	2戸	110戸	20%	磐前郡

表3：紙漉き生産戸数の割合

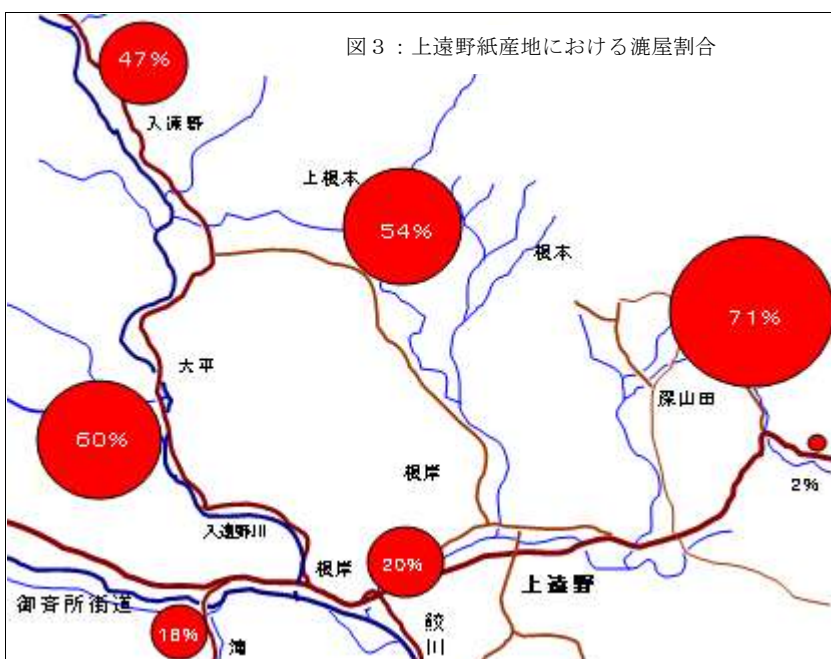


写真1：深山田地区（2004年3月撮影）

ところで、紙漉を行う農家が、上遠野村（特に深山田地区）に多いのには 何か理由があったのだろうか？確かに、紙漉は時期的に農閑期である 11 月から 3 月にかけて行われる。時期の問題から見れば、他の地区（例えば上遠野から直線距離で 10KM と離れていない）田人地区でも盛んに行われていても良い筈であるが、田人地区では全く行われていない。

大平地区在住の矢代正博氏（彼の自宅では、30 年前まで実際に紙漉を行っていた）に聞いてみたが、その理由は、判らないということであった。ただ、紙漉には大量の水を必要とするが 「冬季間は、水が澄んでいるので、この季節に行く」という事を、聞かせていただいた。

彼からは、「詳しく聞いてみたいのであれば、今でも紙漉を行っている深山田の瀬谷氏に聞いてみると良い」と言われ、訪問してみることにした。

紙漉を行っている方の名前を調べてみると、深山田の瀬谷弘氏であることが判明。話を伺うことが出来た。瀬谷氏の話によれば

1. 良い水が豊富に得られる事
2. 深山田地区の畑は、昔から楮の生育が良かった事
3. 畑の水はけが良い事

等を聞き取る事が出来た。楮について調べると、水はけの良い土地である事・寒さが冬季間でもそれほど酷くない事、日当たりの良い事が条件であつた。昔の人達は、経験上からこの地区（大平地区も含めて）楮の栽培にむいている事を知ったのであろう。

お伺いしたのは、3 月の半ばであつたが、「今年は天候が悪い日が多くて農作業の仕事が進んでいない為、晴れたこの日にある程度進めておく必要がある」という事で 紙漉を行う姿を見ることはできなかった。その後も少し話を聞くと、漉いた後で紙は天日で干さなければならず 晴天が続かなければ紙漉は行わないという事も伺うことが出来た。

写真 2：紙晒場（2004 年 3 月撮影）



左の写真は、楮の表面の茶色の皮をむいた後に、余分なゴミを取り除くために使われるもの。

左上部の塩ビパイプを通して、いつもきれいな水が流れ込んでいる。

右下の写真は、瀬谷氏の裏山から流れている小川の水が流れ出している水路。この流れの上流から塩ビパイプで水を引いている。

写真 3：排水路（2004 年 3 月撮影）

なお、水路脇の花の咲いた木は

三桠（みつまた）の木。よく見ると、枝が名前のおり三本に分かれている。

瀬谷氏自宅前の斜面には、三桠の木の畑があつて 丁度 3 月中旬の頃に花が咲く。

なお、三桠の木は 紙として使用できるまで成長するのに 3 年から 4 年かかること、及び繊維が柔らかいので現在はあまり使われなくなっているが、瀬谷氏宅では「楮紙より肌が滑らかで、透明感のある薄手の上品な紙に仕上がる。しかも虫の害をうけにくい。」¹³ため、今でも使用しているそうである。



4. 紙の価格推移

紙1枚(2000枚)の価格推移

	価格(A)	価格(B)	生産額(B)	売上高(B)
明治7年	2.25円			
明治8年				
明治9年	2.20円			
明治10年	2.20円			
明治11年		2.17円	12,047	26,169円
明治12年	2.25円	2.70円	8,492	22,951円
明治13年	2.50円	2.50円	5,373	13,431円
明治14年		2.52円	9,167	23,133円
明治15年	2.35円	2.42円	8,253	20,007円
明治16年		2.42円	14,096	34,106円
明治17年				
明治18年	2.20円			

表4：紙の価格推移(15)

(A)は、いわき市史
(B)は、いわき市史内の三郡製造生産額調による。

上遠野における農民騒擾が3月31日から4月1日にかけて行われた事は、非常に重要な意味を持つ。なぜなら、この時期は丁度冬の間に行っていた紙漉作業が終了し、春の農産物の植え付けを行う時期の合間となる。騒擾が起きた原因は、「冬の間漉いた紙の価格が安かったことから発生したのではなかろうか？」と考えて、この時期の紙の価格を調べてみることにした

左表は、明治7年から明治18年の期間 紙の価格の推移を集計したものである。

価格を調べられなかった年は、空欄となっている。多くの資料から集計しているので価格に若干の差がある。これは、紙の種類の違いによる

ものである。

(塵紙・懐中紙の価格を含む場合と含まない場合。資料にはこれらの集計で書かれているものもあって 混乱しやすい)

丁度、明治17年の価格が判明しなかったのは残念であるが、米の価格のような急激な変化はみられていない。

(但し、明治18年には単価の低下がみられる)

米などの価格低迷はみられたが、主要な製品である紙の価格がそれほど下がっていない事から、何か他の理由があった筈だ。ここで、再度表を見てみると 明治11年の生産高は多かったものの それ以降の生産量はそれほど多くない。明治13年には「三郡製造生産額調」によれば 明治11年の半分以下の生産量に落ち込んでいる。これは、何を意味するのであろうか？

前述の米の価格 (P3) によれば、明治13年の1石当り米価は、8円77銭。非常に高価で取引されていた。この為、無理に紙漉をする必要がなかったのであろう。ところが、14年からの価格低下は、上遠野地区に非常に大きな影響を及ぼした。紙漉をしなくてもそれなりに裕福に暮らせていた農村に、急速に紙生産が広がって、明治16年の高生産高を生んだのではないだろうか？

深山田村や滝村・入遠野村は、経験上 楮生産に向いた土地であることが知られていたし、生産技術もそれなりに発達していたので(「いわき市史」には、明治7年に「本年岐阜県より紙漉教師を備ひ美濃紙を製するに尤佳品を生ぜり、逐年の盛大を期すべし」¹⁵という記述が見られる) 収入が得られる産業として急速な発達があったのだろう。

しかし、一口に紙漉を始めるといっても それなりに設備は必要である。以下に 瀬谷氏の紙漉場の設備を示してみよう。

写真4：紙晒し場

写真5：漉船(紙漉きの場所)

写真6：大釜(径1M程)

写真7：簀(紙を漉く台)



紙漉場内の大きな道具としては、このようなものが上げられる。この他に、漉きあげた紙を重ねておく場所とか、天日に乾すための道具等も必要である。一口に紙漉と言っても かなり多くの道具は必要となるのである。

これらの道具を一通り揃えるのに 当時どれ位のお金がかかったものなのかの資料は無いのではっきりしないが、ある程度の借金をしたのではないだろうか？道具だけでなく、楮を植える畑と肥料（当時は馬糞等を使用していたようであるが）の費用等も考えると、とうてい払えるお金ではないと思えるからである。

5. 困民党による騒擾事件

ここで、困民党（負債農民）騒擾について再度確認してみよう。

現在、その状況が解明されている負債民の騒擾事件は全体で約60件のなかの35件であるが、その殆どの要求は「借金の据置と永年賦返済」である。稲田雅洋氏は「困民党の理論と行動」という文章のなかで 騒擾事件について述べている¹⁶。この文章には、当時の借金返済についての見方がよく書かれているので 簡単に説明する。

1. 借金は通常地租が払いきれない場合に行われた。この場合、土地が借金の抵当とされた。明治期になるまで、土地が担保になった場合には 借金を返済できれば土地が戻ってくるとの観念が存在した。しかし明治以降の地租改正によって土地自体も他の動産と同じように借金が返せない場合には 永遠に自分の土地では無くなるように決められた。この観念の違いが トラブルを生んだ。
2. 借金が払えない場合、担保として差し出した土地が競売される事になる。この際、土地の価格が借金の金額に満たない場合、借りた者は「身代限」という法律によって 財産の全てを売り払ってでも支払わなければならなくなった。特に、デフレ期には この「身代限」を課せられた者が多かった。

こういった、借りる方と貸す方の思惑の違いが、明治17年頃に顕在化したものとする。すなわち、貸した方では、「借金を返せないのであれば、土地は取り上げる。不足分は家財一切合財を売り払ってでも払え」と言う。これに対して、借りた方は、「もうすこし待ってくれないか？そうすれば、必ず返せる。そうすれば、土地もまた戻ってきて、昔のような生活に戻れる」という気持ちがあった。こういった要求が容れられなかったことから、騒擾事件にまで発展していったのであろう。

農民達の要求が、「50ヶ年賦」又は「永年賦延期」であることは、上遠野における農民の騒擾が、他の地方と同様、借金の返済を迫られての活動だったことの証明となる。

米の価格下落を補う為に、借金をしてまではじめた紙漉が、かえって深山田の人々を苦しめる事になったのではないだろうか？この事によって 近世における借金の事情を良く飲み込めていなかった農民を責める事はたやすい。しかし、その変化があまりに急であった事から（土地に対する価値の変化といった点をも含めて）困民党事件－農民騒擾事件が多発したのであれば、「そういった事態を引き起こした政府のやり方に問題があった。」と、考えるべきだろう。

そして、何よりも問題なのは、負担を農民等の押し付けることによって 財政を建て直そうとした政府のやり方である。多くの富豪層や大資本の企業家・商人に手を付けることなく 財政回復の資金原資を農民に押し付ける事で断行された－しかもこれによって得られた資金の中から、新しい軍艦を作成する費用も捻出された－政策自体に無理があったと考えるのである。

6. まとめ

上遠野で起きた農民の騒擾事件の原因として、負債の返済が出来ずに土地を取り上げられ その上「身代限」という法律によって 文字通り「身ぐるみ剥がされた」事を不服としての騒ぎであったことがわかる。借金の返済という事であれば 本来ならば個人の問題であるが、それが半数以上の農民が一様にその対象になったとするならば もっと問題視されてしかるべきだ。

小野氏の調査によって 初めて明らかになったこの事件では その資料が極端に少ないように感じられる。入遠野で古くから商店を営む佐川正元氏は、「上遠野―深山田村で発生したこのような騒擾事件については、何も聞いていない。」と話されていた。明治17年といえ、すでに120年も前の事であるから、知らないのも無理が無いかもしれない。しかし、そういった抵抗や反抗の記憶 及び記録が全て忘れ去られ失われてしまっている。この事は何を意味するのであろう？

農民や、村民のささやかではあるが それでいながら大規模な騒擾事件が忘れ去られている事、それは自分達の行った過去の輝かしい歴史を捨て去ることになるのではないか？

色川大吉氏はその著書である「自由民権の地下水」のなかで¹⁷、「・・・自分たちの行動が、自分たちを犯罪者と きめつける警察、裁判所、郡・県・政府機関――全権力とそのイデオロギーである法理論に対しても、『正義の行いである』と確信されない限り、いかに大きな犠牲を払おうと人民の歴史的体験は生きつづけることはない。・・・人民の戦いの真の敗北とは、人民が戦ったこと自体に対して自負と正当性の信頼を失った時、すなわち、論理的、思想的に敗北した時、真の決定的敗北となるのである。・・・」

上遠野やその付近の村々の人達にこの騒擾事件の伝統が受け継がれていない事が 問題なのではないか？そして、こういった事件を正確に伝えてゆくことを行わなければならないと思うのである。

7. 今後の課題

上遠野騒擾事件の指導者として、菊田郡泉田村平民加納由太郎、平民同郡藤原村大井川精次郎、遠藤千代太らの名前が指摘されている。加納由太郎は、片寄平蔵と共に、常磐炭砦の基礎を作ったとされる人物である。彼と大井川精次郎、遠藤千代太らのつながりがどのようなものであったかはよくわかっていないが、少なくともどういった理由で彼が 騒擾事件に加担することになったのか？さらに、騒擾事件の後 彼らと加納由太郎の間になんらかの関係が続いたのかどうか？これを 今後の課題としてゆきたい。

- ¹ 困民党研究会編 「民衆運動の<近代>」－福島県菊田郡上遠野の困民党事件（小野浩氏）による。以下『上遠野の困民党事件』と記載する。
- ² この項目の内容は全て、小野氏による「上遠野の困民党事件」からの引用となります。
- ³ 「日本の歴史21」 色川大吉著の巻末年表による。
- ⁴ 「日本の歴史21」 色川大吉著、P 341 参照。なお、小さな字は 蛭田による解説。
- ⁵ 「続編 煙害問題昔話」 関右馬允著。付録の「明治－昭和、物価表」の内容より。
- ⁶ 「いわき市史 第10巻 近代I資料編」より集計して引用。
- ⁷ 江村栄一編 「自由民権と明治憲法－近代日本の軌跡2」激化事件（佐藤政憲氏）からの引用。なお、小さな字は 蛭田による解説。
- ⁸ 「日本の歴史21」 色川大吉著の内容を編集した。
- ⁹ 「上遠野和紙沿革史」よりの引用
- ¹⁰ 「上遠野和紙沿革史」よりの引用
- ¹¹ 福島県菊田郡上遠野の困民党事件（小野浩氏）より引用
- ¹² 福島県菊田郡上遠野の困民党事件（小野浩氏）の内容を表にしたもの。
- ¹³ 「あぶくま和紙のはなし」 栗城正義著より引用
- ¹⁴ 表にも示したが、Aは「いわき市史 第10巻 近代I資料編」と「上遠野和紙沿革史」の文章と図表からの集計。Bの「三郡製造生産額調」は「いわき市史 第10巻 近代I資料編」内の表をそのまま引用した。
- ¹⁵ 「いわき市史 第10巻 近代I資料編」より
- ¹⁶ 「自由民権と近代社会」 新井勝紘編－「困民党の理論と行動」（稲田雅洋氏）からの引用。
- ¹⁷ 「自由民権の地下水」色川大吉著 より引用